

<b>2 海外発生期</b>
<b>予想される状況</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</li> <li>・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li> <li>・海外においては、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</li> </ul>
<b>目的</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 国内の状況等を注視しつつ、発生の遅延と早期発見に努める。</li> <li>2) 国内・県内発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ol>
<b>対策の考え方</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li> <li>3) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民等に準備を促す。</li> <li>4) 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、国内・県内発生に備えた体制整備を急ぐ。</li> </ol>

### (1) 実施体制

#### (1)-1 体制強化等

- ① 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合は、速やかに「胎内市新型インフルエンザ等対策推進本部会議」を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。(総務課)(健康福祉課)
- ② 市は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、内閣総理大臣が政府新型インフルエンザ等対策本部を設置し、かつ、県知事が県新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合には、速やかに市長を本部長とする胎内市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、国の基本的対処方針及び県の初動対処方針等を確認し、胎内市行動計画に基づく対策を行う。(総務課)(健康福祉課)
- ③ 市は、県等と連携して、国の基本的対処方針等を医療機関、事業者、市民に広く周知する。(総務課)(健康福祉課)

#### (1)-2 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

市は、海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と国において判断された旨の情報を得

た場合には、感染症法等に基づく対策を実施する。(健康福祉課)

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集

市は、引き続き、国や県、関係機関等から、新型インフルエンザ等対策に必要な国内外の情報（発生状況、症状、症例定義、致命率、治療法等）を収集する。  
(健康福祉課)

### (2)-2 サーベイランスの強化等

県では、サーベイランス、情報収集に関して次のとおり対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に協力する。

特に県内発生時に行う学校サーベイランス等については、市町村内の連携体制を整備しておく。(総務課)(健康福祉課)(学校教育課)

## サーベイランス・情報収集に関する県の対策（県行動計画抜粋）

- ・ 引き続き、インフルエンザ等に関する通常のサーベイランスを実施する。
- ・ 県内における新型インフルエンザ等患者を早期に発見し、臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。
- ・ 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- ・ 引き続き、鳥類、豚等が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努める。

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

- ① 市は、市民等に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内・県内発生時に必要となる対策等を、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、市のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

(総務課)(健康福祉課)

- ② 市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

(総務課)(健康福祉課)

(3)-2 情報共有

市は、国や県、関係機関等と、インターネット等の活用により、対策の理由やプロセス等について、リアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

(総務課)(健康福祉課)

(3)-3 コールセンターの設置

① 市は、国や県の要請を受け、国から配布される相談対応に関するQ & A等を参考にしながら、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供に努める。(健康福祉課)

② 市は、住民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民等がどのような情報を必要としているのかを把握し、次の情報提供に反映する。(総務課)(健康福祉課)

**(4) 予防・まん延防止**

(4)-1 感染症危険情報の発出等

市は、県と連携し、市民等に対し、国から発出される感染症危険情報等をもとに、新型インフルエンザ等の発生状況や個人が取るべき対応に関する情報提供及び注意喚起等（渡航の延期、滞在国等で感染が疑われた場合の対応等）を行う。

(健康福祉課)

(4)-2 水際対策

県では、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、新型インフルエンザに感染している可能性がある者について、必要に応じて保健所において必要な健康監視等の対応をとる。市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(健康福祉課)

**(5) 予防接種**

(5)-1 ワクチンの生産等に関する情報の収集

市は、引き続き、国や県等と連携し、ワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を積極的に収集し、予防接種体制の構築に役立てる。(健康福祉課)

(5)-2 接種体制

(5)-2-1 特定接種

市は、国が特定接種を実施することを決定した場合は、国が基本的対処方針において定める特定接種の具体的運用等に基づき、職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(総務課)(健康福祉課)

(5)-2-2 住民接種

- ① 市は、国及び県と連携し、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。(健康福祉課)
- ② 市は、国の要請を受け、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に胎内市行動計画等に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(健康福祉課)

(5)-2-3 情報提供

市は、国及び県と連携し、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

(健康福祉課)

**(6) 医療**

県(及び保健所設置市)では、医療に関して次のとおり対策を行うことから、市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(健康福祉課)

**医療に関する県の対策(県行動計画抜粋)**

- 新型インフルエンザ等の症例定義
  - ・ 国が示す新型インフルエンザ等の症例定義及びその修正等に留意し、医療機関などの関係機関に周知する。
- 医療体制の整備
  - ・ 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うことから、帰国者・接触者外来を整備する。
  - ・ 帰国者・接触者外来を有しない一般の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
  - ・ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
  - ・ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を保健環境科学研究所又は衛生環境研究所へ送付し、亜型等の同定を行う。

- 帰国者・接触者相談センターの設置
  - ・ 帰国者・接触者相談センターを設置し、発生国からの帰国者等であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。
- 医療機関等への情報提供
  - ・ 新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。
- 検査体制の整備
  - ・ 病原体の情報に基づき、国からの技術的支援等を受け、保健環境科学研究所又は衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等に対するPCR検査を実施する体制を確立する。
- 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等
  - ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行うとともに、引き続き、適正な流通を指導する。
  - ・ 国と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

## (7) 市民生活及び経済の安定の確保

### (7)-1 事業者の対応

市は、国及び県が行う、事業者に対する従業員の健康管理の徹底、職場における感染対策を実施するための準備の要請等について、適宜、協力する。

(総務課)(健康福祉課)

### (7)-2 遺体の火葬・安置

市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(市民生活課)

### (7)-3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等

市は、未発生期に定めた手続き等に基づき、高齢者、障害者等の要援護者への生活支援等を準備する。(健康福祉課)(市民生活課)